

令和7年度第2次札幌市まちづくり戦略ビジョンに係る市民意識調査実施業務
に対する質問と回答について

質問1	別紙 個人情報の取扱いに関する特記事項(再委託) 第七条 「受託者は、やむを得ない理由がある場合を除き、本委託等業務の一部を第三者へ委託してはならない。」とありますが、短時間における大量印刷対応及び経費削減のため、調査票、封筒などの印刷業務のみの再委託は可能でしょうか。また、仮に可能の場合は、申請の時期を教えてください。
回答 1	再委託は原則不可のため、当初から再委託することを想定した応札は認められません。